

議案第16号

天理市個人情報保護条例及び天理市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

天理市個人情報保護条例及び天理市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成29年3月1日提出

天理市長 並 河 健

天理市個人情報保護条例及び天理市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(天理市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 天理市個人情報保護条例（平成15年12月天理市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第2項」の次に「（番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

第24条第4項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

第25条の2中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は番号法第19条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を、「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

(天理市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 天理市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月天理市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。